

# ミズベリング信濃川やすらぎ堤 左岸利活用について

## お知らせ

新潟市と協議・手続き(やすらぎ堤の使用契約)を行うことで、信濃川やすらぎ堤の左岸(古町側)をイベント等に使用することが可能になりました。

例：主に単発・短期間でのイベントを想定

マルシェイベント、露店、オープンカフェ、キッチンカー出店、  
ドローンイベント、コワーキングスペースの設置、観劇、展示会 など

※上記はあくまで一例です。実施には、別途関係機関との協議が必要になる場合があります。

### ○利用区域



### ○使用契約に係る費用等（契約料など）

#### 原則無料

※都市公園区域(実施要領 別紙2参照)を使用する場合、別途公園占用料が発生することがあります。

### ○利用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(利用受付は令和9年2月28日まで)

### ○手続きの流れ(例)

- ①事前に電話等で予約状況を確認・仮申込(使用希望者→市)
- ②協議書等 必要書類の提出(使用希望者→市)
- ③利用区域の使用に関する契約を締結(市 ⇄ 使用希望者)
- ④やすらぎ堤の使用(使用希望者)
- ⑤実施報告(使用希望者→市)

詳しくはこちら→



◆応募条件を満たせば、事業者だけでなく、**学生や個人、任意団体等も使用できます！**  
上記の使用例に限らず、さまざまな活用が可能です。まずはご相談ください！

問合せ先 新潟市都市政策部まちづくり推進課  
TEL: 025-226-2700 / MAIL: machisui@city.niigata.lg.jp